

6 国民健康保険保健事業

(1) 検診等相違のある事業については、合併時に再編する。

(2) 保養施設宿泊利用助成については、現行のとおりとする。

7 国民健康保険の一部負担金の減免措置については、現行のとおりとする。

協議第45号 協定項目22-11 介護保険事業の取扱いについて

1 第2期介護保険事業計画については、合併翌年度当初に再編する。

2 介護保険料の賦課及び納期

(1) 第2期介護保険事業計画による第1号被保険者保険料については、合併翌年度当初に再編する。

(2) 第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期については、7月から2月の8期とし、合併翌年度当初に再編する。

3 介護認定審査会については、現行のとおりとする。

4 介護システムについては、合併翌年度当初に再編する。

協議第46号 協定項目22-12 保健、医療事業の取扱いについて

1 予防接種については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

2 乳幼児及び母子に関する事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に再編する。

3 基本健康診査については、平成19年度当初に再編する。

4 がん検診については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、平成19年度当初に再編する。

5 その他の検診については、平成19年度当初に統合又は再編する。

6 老人保健機能回復訓練事業については、合併時に統合する。

7 個別りハビリ相談については、現行のとおりとする。

8 健康教育、健康相談等については、合併時に統合又は再編する。

9 腹部超音波検診については、現行のとおりとする。

10 よい歯のコンクールについては、現行のとおりとする。

11 訪問指導については、合併時に再編する。

12 精神保健福祉事業については、現行のとおりとし、相違のあるものについては、合併時に統合又は再編する。

13 地区組織活動については、新町に引き継ぐものとする。

協議第47号 協定項目22-13 障害者福祉事業の取扱いについて

1 障害児(者)生活サポート事業については、合併翌年度当初に再編する。

2 障害者ホームヘルプサービス事業については、合併翌年度当初に再編する。

3 障害者スポーツ・レク交流会については、合併翌年度当初に再編する。

4 身体障害者訪問入浴サービス事業については、合併後、速やかに再編する。

5 重度心身障害者自動車等燃料費助成事業については、合併翌年度当初に再編する。